

**「NACCS 貿易管理サブシステム」  
平成26年度機能追加(11月リリース)  
変更内容説明(申請業務編)**

2014年11月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

## 目次

1. 機能追加の概要
2. 申請様式別機能の詳細
3. 【注釈】事前確認(かに)のライセンスの運用

## 1. 機能追加の概要 申請様式別機能 (1/2)

申請様式	業務	機能追加項目	機能追加概要
輸出全般	申請	① 省令番号の桁数変更	<p>以下の申請様式について、申請項目「省令番号」の文字数を最大20桁に変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出許可申請様式</li> <li>・役務取引許可申請様式</li> <li>・一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請様式</li> <li>・一般包括役務取引許可及び特別一般包括役務取引許可申請様式</li> <li>・特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請様式</li> <li>・事前同意相談申請様式</li> </ul>
輸出許可	申請 交付イメージ	② 輸出許可の変更	<p>輸出許可申請様式について申請項目を変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請項目「総合計価額建値コード」を必須入力に変更。</li> <li>・申請項目「需要者」に係る項目の名称を「需要者(所有者)」に変更。</li> <li>・申請項目「使用者」に係る項目の名称を「需要者(使用者)」に変更。</li> <li>・申請項目「需要者 貨物設置予定工場」に係る名称を、「需要者(所有者) 使用工場等」に変更。</li> </ul>

## 1. 機能追加の概要 申請様式別機能 (2/2)

申請様式	業務	機能追加項目	機能追加概要
一般包括輸出許可	申請	③ 一般包括輸出許可の変更	一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請様式について申請項目を変更します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・申請項目「設計、製造、使用の技術の別」を削除。</li><li>・申請項目「技術明細内容」の名称を「使用に係るプログラムの有無とその内容」に変更。</li><li>・申請項目「使用に係るプログラムの提供先」を削除。</li></ul>
特定包括輸出許可	申請 交付イメージ	④ 特定包括輸出許可の変更	特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請様式について以下を変更します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・電子ライセンスに「特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲又は特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容」を追加。</li></ul>

## 2. 申請様式別機能の詳細 ① 省令番号の桁数変更

### 輸出全般

申請項目「省令番号」の入力桁を20文字に変更します。

貿易管理サブ - 申請書作成 Ver. 1.7.0 輸出許可申請様式 (新しい申請書)

ファイル(E) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(Q)

前頁 次頁 頁 1 / 1

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		省令項番	追加	-	
		省令項番(1/4)	削除	-	
	*	省令項番 省令番号	日本語型	20	参照
	*	省令項番 貨物取扱区分	英数字	1	
	*	取引明細 数量	数値1305型	18	
	*	取引明細 数量単位	日本語型	5	
	*	取引明細 通貨コード	英数字	3	参照
	*	取引明細 単価	数値1305型	18	
	*	取引明細 建値コード	英数字	3	
		取引明細 建値地域国コード	英数字	2	参照
	*	取引明細 建値地域名	英数字	30	
	*	取引明細 合価	数値1305型	18	
		取引明細 分割条件数量	数値1305型	18	
		取引明細 分割条件金額	数値1305型	18	
		総合計価額	追加	-	
		総合計価額(1/2)	削除	-	
	*	総合計価額通貨コード	英数字	3	参照
	*	総合計価額	数値1305型	18	
	*	総合計価額建値コード	英数字	3	
	*	変動率	英数字	2	

輸出令別表第1の規定に基づき貨物を定める省令の条項号等番号を最下位まで条番、項番（項がない場合を含む。）、番号等ごとにそれぞれ角数字又は全角カタカナで順に入力し、条項号等の間を「-（ハイフン）」で結ぶこと（当該省令番号がない場合は「-（ハイフン）」を入力の場合、最下位まで入力が必要なものは、1つ前の位で「次のいずれかに該当」又は「a 又は bに該当（cに該当するものは除く）」

申請項目の入力条件を変更します。

### 機能追加のポイント

・申請項目「省令番号」について、入力桁が20文字となります。

## 2. 申請様式別機能の詳細 ② 輸出許可の変更 (1/3)

### 輸出許可

輸出許可の申請項目について、入力条件と項目名称を変更します。

貿易管理サブ - 申請書作成 Ver. 1.7.0 輸出許可申請様式 (新しい申請書)

ファイル(F) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(O)

前頁 次頁 頁 1 / 1

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		取引明細 建値地域国コード	英数字	2	参照
*		取引明細 建値地域名	英数字	30	
*		取引明細 合価	数値1305型	18	
		取引明細 分割条件数量	数値1305型	18	
		取引明細 分割条件金額	数値1305型	18	
		総合計価額	追加	-	
		総合計価額(1/2)	削除	-	
*		総合計価額通貨コード	英数字	3	参照
*		総合計価額	数値1305型	18	
*		総合計価額建値コード	英数字	3	
*		変換率	英数字	9	
		備考欄	日本語型	600	
*		申請理由	日本語型	1000	
		おそれ号番	追加	-	

に記載の「建値コード表」によること。

申請項目の入力条件と項目名称を変更します。

### 機能追加のポイント

- ・申請項目「総合計価額建値コード」を任意入力から必須入力に変更します。
- ・申請項目の項目名称を変更します。(詳細は次ページをご参照ください)

## 2. 申請様式別機能の詳細 ② 輸出許可の変更 (2/3)

### 機能追加のポイント(続き)

- 申請項目「需要者」に係る項目の名称を、「需要者(所有者)」に変更します。
- 申請項目「使用者」に係る項目の名称を、「需要者(使用者)」に変更します。
- 申請項目「需要者 貨物設置予定工場名」の名称を、「需要者(所有者) 使用工場等名称」に変更します。
- 申請項目「需要者 貨物設置予定工場住所」の名称を、「需要者(所有者) 使用工場等所在地」に変更します。

## 2. 申請様式別機能の詳細 ② 輸出許可の変更 (3/3)

### 輸出許可

輸出許可証の電子ライセンスの項目名称を変更します。

(4) 仕向地 ITALY (続きあり)		経由地 (1/2) HONG KONG 経由地 **** 経由地 その他 マカオ	経由地 (2/2) SPAIN 経由地 ****
(5) 商品内容明細			
番号	輸出貿易管理令 別表第1 貨物番号	商品名 型式番号又はモデル番号  建値 建値地域名	数量 単位 通貨 単価 合価
1	2(15)	HYDROFLUORIC ACID 49%  UT500-S12K  CIF HONG KONG	1,500.00000KG  EUR 20.50000 30,750.00000
(続きあり)			
総 合 計 価 額		EUR 30,750.00000	USD 18,060.00000 (ただし、数量及び総額が 10 %増加することがある。)
備考	需要者(所有者) 住所	Italy Robot INC. ITALY xxx xxxxxx xxxxx,00-00000 xx.xxxxxxxxx (xxxxxx) - Italy  (続きあり)	
MODEL NUMBER WILL BE APPLIED TO APRIL'08 PRODUCTION ONWARD:UTS50 F22 12K 800tex S 貨物設置予定工場名 : XXXX XXXXXXXXXX XXXXX XXXXX (XXXXXXXX) CO., LTD.			

ライセンスの記述内容  
を変更します。

### 機能追加のポイント

・電子ライセンスの「需要者」の項目名称を、「需要者(所有者)」に変更します。

## 2. 申請様式別機能の詳細 ③ 一般包括輸出許可の変更

### 一般包括輸出許可

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請様式の申請項目について、入力条件と項目を変更します。

貿易管理サブ - 申請書作成 Ver. 1.7.0 (特別) 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム) 取引許可申請様式

ファイル(E) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(Q)

前頁 次頁 頁 1 / 1

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
		CL受理票発行年月日	年月日	10	
*	*	新規・更新の別	英数字	2	
*	*	包括申請区分	英数字	1	
*	*	許可の範囲	英数字	10	輸出・役務(使用に係るプログラム) 取引許
		取引明細	追加	-	
		取引明細(1/10)	削除	-	
		取引明細項番	システム	-	
*	*	表番号	日本語型	10	
*	*	貨物番号	日本語型	10	参照
*	*	省令番号	日本語型	20	参照
*	*	貨物役務区分	英数字	1	
		使用に係るプログラムの有無とその内容	日本語型	200	
		仕向地	追加	-	
		仕向地(1/10)	削除	-	
*	*	仕向地 国コード	英数字	2	参照
		仕向地 地域名称	日本語型	15	

申請項目の入力条件と項目名称を変更します。

### 機能追加のポイント

- ・申請項目「設計、製造、使用の技術の別」を削除します。
- ・申請項目「技術明細内容」の名称を、「使用に係るプログラムの有無とその内容」に変更します。
- ・申請項目「使用に係るプログラムの提供先」を削除します。

## 2. 申請様式別機能の詳細 ④ 特定包括輸出許可の変更

### 特定包括

特定包括輸出許可証及び特定包括役務取引許可証の電子ライセンスに記述内容を追加します。

(2) 荷受人	Italy Cargo CORP.				
住所	ITALY	xxx xxxxxx xxxxx, 00-00000	xx. xxxxxxxx (xxxxxx)	- Italy	
	(続きあり)				
(3) 需要者	Italy Robot INC.				
住所	ITALY	xxx xxxxxx xxxxx, 00-00000	xx. xxxxxxxx (xxxxxx)	- Italy	
	(続きあり)				
(4) 仕向地/ 提供地	ITALY (続きあり)	経由地 (1/2) RUSSIA 経由地 ***** 経由地 その他 ドイツ	経由地 (2/2) POLAND 経由地 *****		
(5) 特定包括輸出許可・特定包括役務取引許可に係る内容	特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲又は特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容				
	輸出令別表1の11(4)に係る人工衛星を自動で追跡する装置と、その装置を取り扱う技術				
該当項番	表番号	輸出令別表1	外高令別表	*****	*****
	貨物番号	11(4)	11(4)	*****	*****
	省令番号	1-1-1-イ	15-1-5	*****	*****
役務取引の内容	航空機に搭載される人工衛星を追跡する装置を、製造・使用するための技術				
	(続きあり)				
許可条件	包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIIIの6の(1)に掲げる条件に従うこと。 包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIIIの6の(2)に掲げる条件に従うこと。				

ライセンスの記述内容を追加します。

### 機能追加のポイント

・電子ライセンスに「特定包括輸出許可申請に係る貨物の範囲又は特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容」を追加します。

### 3.【注釈】事前確認(かに)のライセンスの運用

○事前確認(輸入公表三の七の(12)(かに))のライセンスの運用について、ロシア連邦政府との間の協定が効力を生じると同時に開始するものとし、平成26年12月10日から運用を開始します。

運用開始日より以前に行われた申請は、受理することができませんので、御了承ください。

※運用を開始するまでに申請を行った場合は取下げを依頼しますので、予め御承知おきください。

○当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号欄に記載のある電子ライセンスについては、一つの電子ライセンスでは一度しか輸入許可は出されませんので、御注意ください。

#### 参考

※事前確認(かに)の輸入手続きについての詳細な情報は、以下のHPをご参照下さい。

●経済産業省 貿易管理 - 輸入申請 かにの事前確認

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/import/jizen/kani.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/jizen/kani.htm)

●水産庁 -カニの密漁・密輸防止のための輸出入手続きに関する情報-

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/import/kani.html>